

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/01/2005

CONVEYING PARTY DATA

Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Konami Computer Entertainment Tokyo, Inc.		04/01/2005	CORPORATION: JAPAN

RECEIVING PARTY DATA

Name:	KONAMI CORPORATION
Street Address:	2-4-1, Marunouchi, Chiyoda-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 4

Property Type	Number	Word Mark
Registration Number:	2377990	SILENT HILL
Registration Number:	2524297	SILENT HILL
Registration Number:	2897641	SILENT HILL
Registration Number:	2950276	SILENT HILL 4 -THE ROOM-

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)331-4308
Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.
 Phone: (202)293-7060
 Email: tm@sughrue.com
 Correspondent Name: David J. Cushing
 Address Line 1: 2100 Pennsylvania Ave., N.W.
 Address Line 4: Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20037-3213

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	D1747 MERGER
-------------------------	--------------

CH \$115.00 2377990

DOMESTIC REPRESENTATIVE

Name:
Address Line 1:
Address Line 2:
Address Line 3:
Address Line 4:

NAME OF SUBMITTER:	David J. Cushing
Signature:	/David J. Cushing/
Date:	07/21/2006

Total Attachments: 40

source=D1747 merger#page1.tif
source=D1747 merger#page2.tif
source=D1747 merger#page3.tif
source=D1747 merger#page4.tif
source=D1747 merger#page5.tif
source=D1747 merger#page6.tif
source=D1747 merger#page7.tif
source=D1747 merger#page8.tif
source=D1747 merger#page9.tif
source=D1747 merger#page10.tif
source=D1747 merger#page11.tif
source=D1747 merger#page12.tif
source=D1747 merger#page13.tif
source=D1747 merger#page14.tif
source=D1747 merger#page15.tif
source=D1747 merger#page16.tif
source=D1747 merger#page17.tif
source=D1747 merger#page18.tif
source=D1747 merger#page19.tif
source=D1747 merger#page20.tif
source=D1747 merger#page21.tif
source=D1747 merger#page22.tif
source=D1747 merger#page23.tif
source=D1747 merger#page24.tif
source=D1747 merger#page25.tif
source=D1747 merger#page26.tif
source=D1747 merger#page27.tif
source=D1747 merger#page28.tif
source=D1747 merger#page29.tif
source=D1747 merger#page30.tif
source=D1747 merger#page31.tif
source=D1747 merger#page32.tif
source=D1747 merger#page33.tif
source=D1747 merger#page34.tif
source=D1747 merger#page35.tif
source=D1747 merger#page36.tif
source=D1747 merger#page37.tif
source=D1747 merger#page38.tif

source=D1747 merger#page39.tif

source=D1747 merger#page40.tif

Declaration by The Translator

I, Setsuo Sato, declare and state:

THAT I am a citizen of Japan residing at No. 14-10, Matsunoki 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 166-0014 Japan;

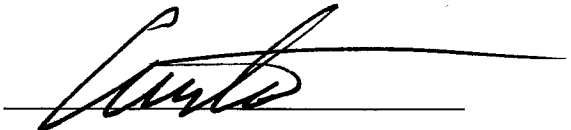
THAT I am presently employed by NGB Corporation, having the place of business at Toranomom East Bldg., 7-13, Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8488, Japan;

THAT I understand the Japanese and English languages and that the attached English document is a true partial translation made by me of the official document relating to the Corporate Registration, particularly quoting the merger and the address change.

I declare further that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 8 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issuing thereon.

Date:

June 26, 2006



Setsuo Sato

(partial translation)

Full Corporate Registration Records

KONAMI CORPORATION
2-4-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo
Corporate No. 0199-01-079940

Corporate Name	KONAMI CORPORATION
Head Office	2-4-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo

(omitted)

Serial No. シ 489705

*Underlined portion indicates a deletion.

1/38

(omitted through the section "Merger by Absorption" on page 37/38)

Merger by Absorption	(omitted)
	Merged KONAMI COMPUTER ENTERTAINMENT TOKYO, INC. of 1-8-10, Harumi, Chuo-ku, Tokyo
	Registered April 1, 2005
	(omitted)
(omitted)	
(omitted)	

Serial No. シ 489705

*Underlined portion indicates a deletion.

37/38

KONAMI CORPORATION
2-4-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo
Corporate No. 0199-01-079940

(omitted)	(omitted)
(omitted)	(omitted)
(omitted)	(omitted)
Matters relating to the Registered Records	Head office moved from 4-3-1, Toranomom, Minato-ku, Tokyo on August 26, 2002
	Registered August 28, 2002

(blank)

This is the document certified to be the full disclosure of the items effectively recorded in the Corporate Registration without having been closed.

May 2, 2006

Tokyo Legal Affairs Bureau,
Registrar,

Kazuhiro Saito (Seal)

Serial No. シ 489705

*Underlined portion indicates a deletion.

38/38



TRADEMARK
REEL: 003353 FRAME: 0070

履歴事項全部証明書

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
 コナミ株式会社
 会社法人等番号 0199-01-079940

商号	コナミ株式会社	
本店	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
公告をする方法	<u>日本経済新聞に掲載する</u>	
	電子公告により行う。 http://www.konami.co.jp ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 貸借対照表の公告 http://www.konami.co.jp/osirase/hotei/	平成17年 6月23日変更 平成17年 7月 6日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.konami.co.jp/osirase/hotei/	
会社成立の年月日	昭和48年3月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売</u> 2. <u>レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音および録画物の企画、制作および販売</u> 3. <u>書籍、雑誌等の出版物の企画、制作および販売</u> 4. <u>玩具の制作、製造および販売</u> 5. <u>キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン</u> 6. <u>インターネット上の企画、制作、販売</u> 7. <u>インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供ならびに通信販売業</u> 8. <u>通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売</u> 9. <u>スポーツ施設、遊技場の経営</u> 10. <u>清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売</u> 11. <u>広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業</u> 12. <u>古物売買業</u> 13. <u>不動産売買、賃貸、仲介および管理業</u> 14. <u>有価証券の保有および運用</u> 15. <u>前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務</u> 16. <u>前各号に関連する輸出入および代理業</u> 	

TRADEMARK

- 17. 前各号の営業を行う者に対する投資
- 18. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務

- 1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売
- 2. レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音および録画物の企画、制作および販売
- 3. 書籍、雑誌等の出版物の企画、制作および販売
- 4. 玩具の制作、製造および販売
- 5. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン
- 6. インターネット上の企画、制作、販売
- 7. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供ならびに通信販売業
- 8. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売
- 9. スポーツ施設、遊技場の経営
- 10. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売
- 11. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業
- 12. 古物売買業
- 13. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業
- 14. 有料職業紹介事業
- 15. 有価証券の保有および運用
- 16. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務
- 17. 前各号に関連する輸出入および代理業
- 18. 前各号の営業を行う者に対する投資
- 19. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務

平成16年 3月 1日変更 平成16年 4月 22日登記

- 1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売
- 2. 音楽・音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープおよびフィルム等）の企画、制作、製造、賃貸および販売ならびにその原盤の制作・取得および譲渡・使用許諾
- 3. 音楽著作権、著作隣接権の取得、管理、利用促進・開発ならびに譲渡・使用許諾
- 4. 書籍、雑誌、楽譜等の出版物の企画、制作および販売
- 5. 玩具の制作、製造および販売
- 6. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン
- 7. インターネット上の企画、制作、販売
- 8. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供ならびに通信販売業
- 9. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売
- 10. スポーツ施設、遊技場の経営
- 11. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売
- 12. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業
- 13. 古物売買業
- 14. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業

TRADEMARK

	<p>15. <u>有料職業紹介事業</u> 16. <u>有価証券の保有および運用</u> 17. <u>前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務</u> 18. <u>前各号に関連する輸出入および代理業</u> 19. <u>前各号の営業を行う者に対する投資</u> 20. <u>前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務</u> 平成17年 6月23日変更 平成17年 7月 6日登記</p> <p>当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売 2. 音楽・音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープおよびフィルム等）の企画、制作、製造、賃貸および販売ならびにその原盤の制作・取得および譲渡・使用許諾 3. 音楽著作権、著作隣接権の取得、管理、利用促進・開発ならびに譲渡・使用許諾 4. 書籍、雑誌、楽譜等の出版物の企画、制作および販売 5. 玩具の制作、製造および販売 6. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン 7. インターネット上の企画、制作、販売 8. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供ならびに通信販売業 9. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売 10. スポーツ施設、遊技場の経営 11. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売 12. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業 13. 古物売買業 14. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業 15. 有料職業紹介事業 16. 有価証券の保有および運用 17. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務 18. 前各号に関連する輸出入および代理業 19. 前各号の営業を行う者に対する投資 20. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務 <p>平成18年 3月31日変更 平成18年 3月31日登記</p>
<p>単元株式数</p>	<p>100株</p>
<p>発行可能株式総数</p>	<p>4億5000万株</p>
<p>発行済株式の総数 並びに種類及び数</p>	<p>発行済株式の総数 1億2873万7566株</p>

TRADEMARK

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
 コナミ株式会社
 会社法人等番号 0199-01-079940

	発行済株式の総数 <u>1億3953万1708株</u>	平成17年 4月 1日登記	
	発行済株式の総数 1億4355万5786株	平成18年 3月 1日変更 平成18年 3月 1日登記	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記	
資本金の額	金473億9877万3513円		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番3号</u> <u>ユーエフジェイ信託銀行株式会社本店</u>		
	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部 平成15年12月 6日変更 平成15年12月15日登記		
役員に関する事項	取締役 <u>上月景正</u>	平成14年 6月20日重任	
	取締役 <u>上月景正</u>	平成15年 6月19日重任 平成15年 7月 3日登記	
	取締役 <u>上月景正</u>	平成16年 6月24日重任 平成16年 7月 5日登記	
	取締役 <u>上月景正</u>	平成17年 6月23日重任 平成17年 7月 6日登記	

TRADEMARK

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

コナミ株式会社

会社法人等番号 0199-01-079940

	<u>取締役</u>	<u>上月景彦</u>	平成14年 6月20日重任
	<u>取締役</u>	<u>上月景彦</u>	平成15年 6月19日重任
			平成15年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>上月景彦</u>	平成16年 6月24日重任
			平成16年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>上月景彦</u>	平成17年 6月23日重任
			平成17年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>山口憲明</u>	平成14年 6月20日重任
	<u>取締役</u>	<u>山口憲明</u>	平成15年 6月19日重任
			平成15年 7月 3日登記
<u>取締役</u>	<u>山口憲明</u>	平成16年 6月24日重任	
		平成16年 7月 5日登記	
<u>取締役</u>	<u>山口憲明</u>	平成17年 6月23日重任	
		平成17年 7月 6日登記	
<u>取締役</u>	<u>館野登志郎</u>	平成14年 6月20日重任	
<u>取締役</u>	<u>館野登志郎</u>	平成15年 6月19日重任	
		平成15年 7月 3日登記	
<u>取締役</u>	<u>館野登志郎</u>	平成16年 6月24日重任	
		平成16年 7月 5日登記	
		平成17年 6月23日退任	
		平成17年 7月 6日登記	

TRADEMARK

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
 コナミ株式会社
 会社法人等番号 0199-01-079940

	取締役	<u>五代友和</u>	平成14年 6月20日重任
	取締役	<u>五代友和</u>	平成15年 6月19日重任
	(社外取締役)		平成15年 7月 3日登記
	取締役	<u>五代友和</u>	平成16年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成16年 7月 5日登記
	取締役	<u>五代友和</u>	平成17年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成17年 7月 6日登記
	取締役	<u>稲富英利</u>	平成14年 6月20日重任
			平成15年 6月19日退任
			平成15年 7月 3日登記
	取締役	<u>岩崎琢弥</u>	平成14年 6月20日重任
			平成15年 6月19日退任
		平成15年 7月 3日登記	
取締役	<u>赤木公</u>	平成14年 6月20日重任	
取締役	<u>赤木公</u>	平成15年 6月19日重任	
(社外取締役)		平成15年 7月 3日登記	
		平成16年 6月24日退任	
		平成16年 7月 5日登記	

TRADEMARK

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
 コナミ株式会社
 会社法人等番号 0199-01-079940

	<u>取締役</u>	<u>水野博之</u>	平成14年 6月20日重任

	<u>取締役</u>	<u>水野博之</u>	平成15年 6月19日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成15年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>水野博之</u>	平成16年 6月24日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成16年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>水野博之</u>	平成17年 6月23日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成17年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>多氣田力</u>	平成15年 6月19日就任
	<u>(社外取締役)</u>		平成15年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>多氣田力</u>	平成16年 6月24日重任
			平成16年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>多氣田力</u>	平成17年 6月23日重任
			平成17年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>弦間明</u>	平成16年 6月24日就任
<u>(社外取締役)</u>		平成16年 7月 5日登記	
<u>取締役</u>	<u>弦間明</u>	平成17年 6月23日重任	
<u>(社外取締役)</u>		平成17年 7月 6日登記	
<u>取締役</u>	<u>東尾公彦</u>	平成17年 6月23日就任	
		平成17年 7月 6日登記	

TRADEMARK

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
 コナミ株式会社
 会社法人等番号 0199-01-079940

	<u>東京都港区虎ノ門四丁目3番2号E-712</u> <u>代表取締役 上月景正</u>	平成14年 6月20日重任
	<u>東京都港区六本木一丁目3番39-2311号</u> <u>代表取締役 上月景正</u>	平成14年 8月26日住所 移転
		平成14年 9月 4日登記
	<u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役 上月景正</u>	平成14年12月10日住所 移転
		平成14年12月18日登記
	<u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役 上月景正</u>	平成15年 6月19日重任
		平成15年 7月 3日登記
	<u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役 上月景正</u>	平成16年 6月24日重任
		平成16年 7月 5日登記
	<u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役 上月景正</u>	平成17年 6月23日重任
		平成17年 7月 6日登記
		<u>神戸市東灘区岡本七丁目14番7号</u> <u>代表取締役 上月景彦</u>
<u>神戸市東灘区岡本七丁目14番7号</u> <u>代表取締役 上月景彦</u>		平成15年 6月19日重任
		平成15年 7月 3日登記
<u>神戸市東灘区岡本七丁目14番7号</u> <u>代表取締役 上月景彦</u>		平成16年 6月24日重任
		平成16年 7月 5日登記
<u>神戸市東灘区岡本七丁目14番7号</u> <u>代表取締役 上月景彦</u>		平成17年 6月23日重任
		平成17年 7月 6日登記

TRADEMARK

東京都日野市大字万願寺249番地 代表取締役	山口憲明	平成14年 6月20日重任
		平成15年 6月19日重任
		平成15年 7月 3日登記
		平成16年 6月24日重任
東京都日野市大字万願寺249番地 代表取締役	山口憲明	平成16年 7月 5日登記
		平成17年 6月23日重任
東京都日野市大字万願寺249番地 代表取締役	山口憲明	平成17年 7月 6日登記
監査役	大沼昇	平成14年 6月20日重任
監査役	大沼昇	平成17年 6月23日重任
		平成17年 7月 6日登記
監査役	山本哲郎	平成12年 6月23日重任
監査役	山本哲郎	平成12年 6月23日就任
		平成14年 9月 4日更正
監査役	山本哲郎	平成15年 6月19日重任
		平成15年 7月 3日登記
監査役	長岡實	平成12年 6月23日就任
監査役	長岡實	平成15年 6月19日重任
		平成15年 7月 3日登記
監査役	今泉正隆	平成12年 6月23日就任
監査役	今泉正隆	平成15年 6月19日重任
		平成15年 7月 3日登記

TRADEMARK

	<p><u>取締役五代友和は社外取締役である</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 310 1482 489"> <tr> <td>平成15年 6月19日退任 により抹消</td> </tr> <tr> <td>平成15年 7月 3日登記</td> </tr> </table> <p><u>取締役岩崎琢弥は社外取締役である</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 594 1482 772"> <tr> <td>平成15年 6月19日退任 により抹消</td> </tr> <tr> <td>平成15年 7月 3日登記</td> </tr> </table> <p><u>取締役赤木公は社外取締役である</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 877 1482 1056"> <tr> <td>平成15年 6月19日退任 により抹消</td> </tr> <tr> <td>平成15年 7月 3日登記</td> </tr> </table> <p><u>取締役水野博之は社外取締役である</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 1161 1482 1339"> <tr> <td>平成15年 6月19日退任 により抹消</td> </tr> <tr> <td>平成15年 7月 3日登記</td> </tr> </table>	平成15年 6月19日退任 により抹消	平成15年 7月 3日登記	平成15年 6月19日退任 により抹消	平成15年 7月 3日登記	平成15年 6月19日退任 により抹消	平成15年 7月 3日登記	平成15年 6月19日退任 により抹消	平成15年 7月 3日登記
平成15年 6月19日退任 により抹消									
平成15年 7月 3日登記									
平成15年 6月19日退任 により抹消									
平成15年 7月 3日登記									
平成15年 6月19日退任 により抹消									
平成15年 7月 3日登記									
平成15年 6月19日退任 により抹消									
平成15年 7月 3日登記									
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>1万7849個</u> <u>各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記6. (2)①の規定を準用する。</u> <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> <u>また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</u> <u>また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</u></p>								

TRADEMARK

17,849個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成14年11月20日更正

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 178万4900株

ただし、下記3.により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 1,784,900株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成14年11月20日更正

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.20を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

TRADEMARK

調整後 行使価額	調整前 行使価額	既発行+ 株式数	時価
$= \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$			
<p>(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。</p> <p>(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。</p> <p>①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株式割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{株式数} - \text{調整後行使価額}}$ <p>②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2004年7月1日から2007年6月30日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>			

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成14年10月31日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

104個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 10,400株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,761円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額
既発行株式数 +

TRADEMARK

調整後	調整前	時価
=	×	
行使価額	行使価額	既発行株式数+新規発行株式数
<p>(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。</p> <p>(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。</p> <p>①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{新規発行} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{株式数} \times \text{調整後行使価額}}$ </p> <p>②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成17年8月1日から平成17年12月15日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>		

<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。</u></p>	<p>平成17年 8月 8日登記</p>
<p>平成17年12月16日行使期間満了</p>	<p>平成18年 1月11日登記</p>
<p>第3回新株予約権 新株予約権の数 235個 各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式23,500株 ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は2,814円とする。</p> <p>行使価額の調整 (1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 ①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。 1 調整後行使価額=調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$</p> <p>②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場</p>	

TRADEMARK

合を除く。)

$$\text{調整後 調整前} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 行使価額

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{株式数}}$$

株式数 調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

TRADEMARK

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

703個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 70,300株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,857円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

② 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額
既発行株式数 + $\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}}$

TRADEMARK

調整後	調整前	時価
行使価額	行使価額	既発行株式数+新規発行株式数
$= \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}} \times \text{時価}$		
<p>(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。</p> <p>(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。</p> <p>①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月1日から平成20年6月30日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>		

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

876個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

873個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年10月31日変更 平成17年11月10日登記

TRADEMARK

861個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年11月30日変更 平成17年12月7日登記

855個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年12月31日変更 平成18年1月11日登記

812個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 2月28日変更 平成18年 3月15日登記

805個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月25日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式87,600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式87,300株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年10月31日変更 平成17年11月10日登記

TRADEMARK

普通株式 86,100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年11月30日変更 平成17年12月7日登記

普通株式 85,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年12月31日変更 平成18年1月11日登記

普通株式 81,200株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年2月28日変更 平成18年3月15日登記

普通株式 80,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年3月31日変更 平成18年4月25日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は1,779円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 調整前

既発行株式数 + 新規発行株式数

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日にこおける東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場

TRADEMARK

合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

新規発行 (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 承認前行使株式数

株式数

調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成18年11月13日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

第6回新株予約権

TRADEMARK

新株予約権の数

425個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

421個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年10月31日変更 平成17年11月10日登記

TRADEMARK

417個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年11月30日変更 平成17年12月7日登記

415個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年12月31日変更 平成18年1月11日登記

401個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 2月28日変更 平成18年 3月15日登記

381個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月25日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式42,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式42,100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年10月31日変更 平成17年11月10日登記

TRADEMARK

普通株式41,700株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年11月30日変更 平成17年12月7日登記

普通株式41,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年12月31日変更 平成18年1月11日登記

普通株式40,100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年2月28日変更 平成18年3月15日登記

普通株式38,100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年3月31日変更 平成18年4月25日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は1,670円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

分割・併合の比率

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

既発行株式数 + $\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$

調整後 調整前
 行使価額 行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{時価}}$

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場

TRADEMARK

合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

新規発行 (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 承認前行使株式数

株式数

調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

第7回新株予約権

TRADEMARK

新株予約権の数

514個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 51,400株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,399円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値

TRADEMARK

のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

新規発行 (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 承認前行使株式数

株式数 調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

第8回新株予約権

TRADEMARK

新株予約権の数

796個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

781個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月25日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式79,600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式78,100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月25日登記

各新株予約権の発行価額

無償

TRADEMARK

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,146円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}$$

TRADEMARK

株式数 調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3)上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成19年11月13日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

301個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 30, 100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

TRADEMARK

行使価額は2,433円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{株式数}}$$

調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社

TRADEMARK

分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成17年 8月 8日登記

平成18年3月1日株式交換によりその義務を承継した第1回新株予約権

新株予約権の数

12,020個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式949,580株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は3,133円とする。行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値に1.20を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または発行日の最終価格(当該日に最終価格がない場合は、

TRADEMARK

それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

(1) 次の(i)または(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、「時価算定期間」という。)の最終価格の平均値(取引が成立しない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合には、行使価額調整式に使用する時価は、時価算定期間の当該取引所(同時に複数の証券取引所に上場されている場合は主要な一取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含み、以下「終値」という。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される証券取引所をいう。ただし、時価算定期間に上場日が含まれる場合は、上場日の前日以前の期間における最終価格の平均値(取引が成立しない日を除く。)と上場日以降の期間における終値の平均値(終値のない日を除く。)との平均値とする。

(ハ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ニ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する田よ、次に定めるところによる。

①上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

TRADEMARK

	<p>新規発行 (調整前行使価額－調整後行使価額) × 承認前行使株式数 = $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{株式数}}$</p> <p>②上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(3)上記(1)(i)および(ii)に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2006年7月1日から2009年6月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 3月 1日登記</p>
会社分割	<p>東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号株式会社コナミスクールから分割 平成15年 1月 6日登記</p> <p>東京都中央区京橋二丁目7番16号コナミリアルエステート株式会社から分割 平成15年 2月 3日登記</p> <p>平成18年3月31日東京都港区六本木六丁目10番1号株式会社コナミデジタルエンタテインメントに分割 平成18年 4月14日登記</p>
吸収合併	<p>東京都港区六本木六丁目10番1号株式会社コナミコンピュータエンタテインメントスタジオ、東京都港区六本木六丁目10番1号株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン、東京都中央区晴海一丁目8番10号株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京を合併 平成17年 4月 1日登記</p> <p>東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森ビル株式会社コナミオンラインを合併 平成17年 4月 1日登記</p> <p>東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号株式会社コナミメディアエンタテインメントを合併 平成17年 4月 1日登記</p> <p>東京都葛飾区奥戸二丁目20番6号株式会社コナミトロイマーを合併 平成17年 6月 1日登記</p>

TRADEMARK

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
コナミ株式会社
会社法人等番号 0199-01-079940

	東京都港区六本木六丁目10番1号コナミマーケティング株式会社を合併 平成17年10月 3日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
登記記録に関する 事項	平成14年8月26日東京都港区虎ノ門四丁目3番1号から本店移転 平成14年 8月28日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成18年 5月 2日
東京法務局
登記官

齋藤和博



TRADEMARK